

配置転換後も

特定化学物質健康診断の継続 が必要なものがあります！

特定化学物質を製造し、又は取り扱う業務に常時従事させている労働者には6ヶ月以内ごとに1回、特定化学物質健康診断を受診させなければなりません。配置転換によりその業務から離れる場合や、使用物質の見直しにより特定化学物質を取り扱わなくなった場合、特定化学物質健康診断を受診しなくても良くなるケースが多いですが、物質によっては業務から離れてもその労働者を雇用している間は、特定化学物質健康診断を継続して受診させなければならぬものがあります。

特定化学物質障害予防規則 第39条 第2項

事業者は、令第二十二条第二項の業務（石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務を除く。）に常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、別表第三の上欄に掲げる業務のうち労働者が常時従事した同項の業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に、同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。

については裏面を参照してください。

【注意喚起】

エチルベンゼン、クロム酸塩、ジクロロメタン等は塗料や顔料、インク、洗浄剤等に含有されていることがあります。過去に使用していたものも含め、よく確認しましょう。



特定化学物質障害予防規則の別表
第3はこちらからご確認ください。



特定化学物質障害予防規則は・・・

がん、皮膚炎、神経障害その他の健康障害を発生させるおそれがある化学物質を製造し、又は取り扱う事業場に対して健康障害の予防対策を義務付けるため、昭和46年4月に制定されました。



武生労働基準監督署

令（労働安全衛生法施行令）第二十二条第二項の業務とは

下記の物質を製造し、若しくは取り扱う業務を言います。

一	ベンジン及びその塩
一の二	ビス(クロロメチル)エーテル
二	ベーターナフチルアミン及びその塩
三	ジクロルベンジン及びその塩
四	アルファーナフチルアミン及びその塩
五	オルトートリジン及びその塩
六	ジアニシジン及びその塩
七	ベリリウム及びその化合物
八	ベンゾトリクロリド
九	インジウム化合物
九の二	エチルベンゼン
九の三	エチレンイミン
十	塩化ビニル
十一	オーラミン
十一の二	オルトートルイジン
十二	クロム酸及びその塩
十三	クロロメチルメチルエーテル
十三の二	コバルト及びその無機化合物
十四	コールタール
十四の二	酸化プロピレン
十四の三	三酸化ニアンチモン
十五	三・三'ージクロロー四・四'ージアミノジフェニルメタン
十五の二	一・ニージクロロプロパン
十五の三	ジクロロメタン(別名二塩化メチレン)
十五の四	ジメチル一二・ニージクロロビニルホスフェイト(別名DDVP)
十五の五	一・ニージメチルヒドラジン
十六	重クロム酸及びその塩
十六の二	ナフタレン
十七	ニッケル化合物(次号に掲げる物を除き、粉状の物に限る。)
十八	ニッケルカルボニル
十九	パラージメチルアミノアゾベンゼン
十九の二	砒素及びその化合物(アルシン及び砒化ガリウムを除く。)
二十	ベータープロピオラクトン
二十一	ベンゼン
二十二	マゼンタ
二十二の二	リフラクトリーセラミックファイバー
二十三	第一号から第七号までに掲げる物をその重量の一パーセントを超えて含有し、又は第八号に掲げる物をその重量の〇・五パーセントを超えて含有する製剤その他の物(合金にあつては、ベリリウムをその重量の三パーセントを超えて含有するものに限る。)
二十四	第九号から第二十二号の二までに掲げる物を含有する製剤その他の物で、厚生労働省令で定めるもの

その他の化学物質管理に関しては、福井労働局
作成の資料「新たな化学物質規制は全ての業種が
対象です！」をご活用ください。

